

4 失業・失業保険・雇用調整

第4-8表 失業保険制度

Table 4-8: Unemployment insurance schemes

	日本	アメリカ	イギリス
制度名	失業給付	連邦・州失業保険	拠出制求職者給付 (JSA)
根拠法	雇用保険法	社会保障法(1935年) 連邦失業税法(1939年) 各州失業保険法	求職者給付法(1995年)
被保険者	全雇用者。65歳以上の者、公務員及び船員は適用除外	暦年の各四半期における賃金支払総額が1,500ドル以上、又は1人以上の労働者を暦年で20週以上雇用する事業主	原則として18歳以上。年金受給年齢(男性65歳、女性60歳)未満のイギリス居住者(ただし、16歳及び17歳の者については例外がある)
受給要件	(基本手当) ・ 離職前2年間に12か月以上被保険者期間があること。 ただし、倒産・解雇等により離職を余儀なくされた受給資格者(特定受給資格者)、期間の定めのある労働契約が更新されなかった者やその他やむを得ない理由により離職した者(特定理由離職者)については、離職前1年間に6か月以上の被保険者期間があること。 ・ 公共職業安定所に来所し、求職の申込みを行い、就職しようとする積極的な意思があり、いつでも就職できる能力があるにもかかわらず、本人や公共職業安定所の努力によっても、職業に就くことができない「失業状態」にあること。 ・ 自己都合による離職の場合には原則3か月間の給付制限がかかる。	州毎に異なるが、一般的には事業主都合で解雇され、求職中の就労可能な失業者である。懲戒解雇者や自発的離職者(セクハラ、本人の病気、配偶者の転勤に伴う転居の理由の場合を除く)は対象とならない。 主な要件は以下の通り。 (1)離職前に一定の雇用期間及び一定額以上の所得があること (2)求職、再就職の能力、意思があること (3)解雇又は就職拒否に関する欠格事由に該当しないこと	(1)職業に就いていないこと又は収入のある仕事に週平均16時間以上従事していないこと (2)就労を行う能力を有し、求職活動を積極的に行い、かつ直ちに就職し得ること (3)過去2年間のうち1年間、保険料を納付していること (4)パーソナル・アドバイザー ¹⁾ との間で求職者協定を締結し、2週間に一度ジョブセンター・プラスに来所すること (5)現在フルタイムの教育を受けていないこと
給付水準	離職前賃金の50～80%(低賃金ほど率が高い。60歳以上65歳未満の者については45～80%)。	州毎に異なるが、概ね課税前所得(平均週給)の50%。	16～24歳:週51.85ポンド 25歳以上:週65.45ポンド (2010年12月現在)

	ドイツ	フランス
制度名	失業給付 I (Arbeitslosengeld I)	雇用復帰支援手当(ARE)
根拠法	社会法典第3編(SGB III)「雇用促進」(Arbeitsförderung)	労働法典L.542-1条及び2009年2月19日の労使協定
被保険者	週15時間以上の労働に従事する65歳未満の者	民間の賃金労働者
受給要件	(1)職業に就いていないこと又は雇用されている場合は就労時間が週15時間未満であること(後者はいわゆる「短時間勤務給付」) (2)求職活動を行い、職業紹介に応じうる状態であること (3)離職前2年間に於いて通算6か月以上保険料を納付していること(2012年8月1日までの有期特別短期要件) (4)公共職業安定所に失業登録をしていること (5)65歳未満であること	(1)失業保険制度に一定期間加入 ・ 50歳未満: 離職直前28か月間で122日(610時間)以上 ・ 50歳以上: 離職直前36か月間で122日(610時間)以上 (2)正当な理由がなく自己都合退職(辞職)した者ではないこと (3)就労活動に必要な身体能力があること (4)雇用局(Pôle emploi)に求職者として登録されていること (5)求職活動を、実際に、かつ継続的に行っていること(再就職活動の指針となる「個別就職計画(PPAE:Projet Personnalisé d'Accès à l'Emploi)」に従って行う) (6)原則として、60歳未満であること
給付水準	従前の手取賃金(法律上の控除額を差し引いた前職の賃金)の67%(扶養する子がない者は60%)。	給付額(日額)は離職前の賃金(月額)及び勤務形態(フルタイム、パートタイム等)に基づいて算定。フルタイム労働者の場合、以下のいずれかによる。 ・ 1077ユーロ未満: 支給額(日額)は、離職前の賃金(月額÷30日)の75% ・ 1077～1179ユーロ未満: 支給額(日額)は、26.93ユーロの定額(月額換算では、807.90ユーロ) ・ 1179～1948ユーロ未満: 支給額(日額)は、離職前の賃金(月額÷30日)の40.4%+11.04ユーロ ・ 1948～11436ユーロ未満: 支給額(日額)は、離職前の賃金(月額÷30日)の57.4% (2010年1月現在)

4 失業・失業保険・雇用調整

第4-8表 失業保険制度（続き）

Table 4-8: Unemployment insurance schemes (cont.)

	日本	アメリカ	イギリス
給付期間	年齢、被保険者期間、離職の理由等により、90日～360日 ※離職者の年齢や雇用失業情勢の地域差などを考慮し、特に再就職が困難な場合については給付日数を延長（2009年3月より3年間の暫定措置）。	最短期間は州毎に異なり1週間から。最長期間は26週間。 ※失業情勢が一定水準以上悪化し、延長給付プログラムが発動した州では最長59週。	最長182日(26週)
財源	給付総額の13.75%を国庫負担（2007年度からの暫定措置。本則は25%）、残りが保険料。 保険料は当該労働者の賃金総額の1000分の15.5（2010年4月現在）。 被用者負担分:1000分の6 事業主負担分:1000分の9.5 （このうち、失業給付分は1000分の6、雇用安定・能力開発事業分が1000分の3.5）	<保険料> 連邦失業税と州失業税の二つからなり、双方の財源を事業主が負担する。3つの州を除き、被用者負担はない。 連邦失業税の税率は年間支払賃金額の6.2%。州失業税率は州ごとに異なる。連邦、州双方の税金を期日までに一括で支払えば、連邦失業率は5.4ポイント減額され、0.8%となる。	<保険料(2009年)> 賃金の23.8% 被用者:11.0% 事業主:12.8% (国家第二年金加入者の国民保険 ²⁾ 料) <国庫負担> 原則なし
管理運営機構	中央…厚生労働省 地方…都道府県労働局、公共職業安定所	連邦労働省が管轄し、各州が制度の管理を運営する。	雇用年金省が管理運営し、実際の給付は同省所管のジョブセンター・プラスで受ける。

	ドイツ	フランス
給付期間	特別短期給付/失業前2年間に、被保険期間が 6か月:給付3か月, 8か月:給付4か月, 10か月:5か月 失業前5年間に、被保険期間が 12か月:給付6か月, 16か月:給付8か月, 20か月:給付10か月, 24か月:給付12か月 (被保険期間が) 30か月で50歳以上:給付15か月, 36か月で55歳以上:給付18か月, 48か月で58歳以上:24か月	50歳未満: 4か月(122日)～24か月(730日) 50歳以上: 4か月(122日)～36か月(1,095日) 60歳以上の受給者で、満額老齢年金を 拠出期間不足で受給できない者は、最 長65歳まで受給可能。
財源	<保険料(2011年)> 賃金の3.0%(労使折半) ただし、2009年1月から2010年6月までの18か 月間は時限措置として2.8%に引下げ、さらに 2010年12月まで延長。2011年1月より3%。 <国庫負担> 一定額(※)を連邦政府が負担。(社会法典第3編 第363条第1項) ※2007年分: 64.68億ユーロ、2008年分: 75.83億ユーロ、2009年分: 77.77億ユーロ。 2010年以降、連邦負担は税率の変動に沿っ て変わる。	<保険料(2009年)> 保険料率は総賃金の6.4% 被用者:2.4% 事業主:4.0% <国庫負担> 財源の98.9%は、被用者及び雇主の 拠出金である。(2007年)
管理運営 機構	連邦労働・社会省が監督し、連邦雇用エージェ ンシーが運営。保険料徴収は疾病金庫が実施。	雇用局(Pôle emploi)
備考	失業保険給付の給付終了後なお失業している 生活困窮者等に対して、連邦政府が支給する失 業給付II制度がある(参考表参照)。	失業給付の受給期間を満了した長期失 業者などを対象とした連帯失業手当制度 がある(参考表参照)。

資料出所 厚生労働省(2007.3)「2005～2006年海外情勢報告」

日本:厚生労働省及びハローワークホームページ

アメリカ:連邦労働省ホームページ(<http://workforcesecurity.doleta.gov/unemploy/>)

ドイツ:連邦労働社会省(BMAS)及び連邦雇用エージェンシー(BA)ホームページ

フランス:雇用局(Pôle emploi)ホームページ(<http://www.pole-emploi.fr/>)等により労働政
策研究・研修機構作成

- (注) 1) パーソナルアドバイザーは、求職者に対する各種支援を担当するジョブセンター・プラスの
職員(個別相談員)。
2) 国民保険(National Insurance)は、拠出制求職者給付、基礎年金、国家第二年金、就労不
能給付(Incapacity Benefit)等を含む単一の社会保険制度である。